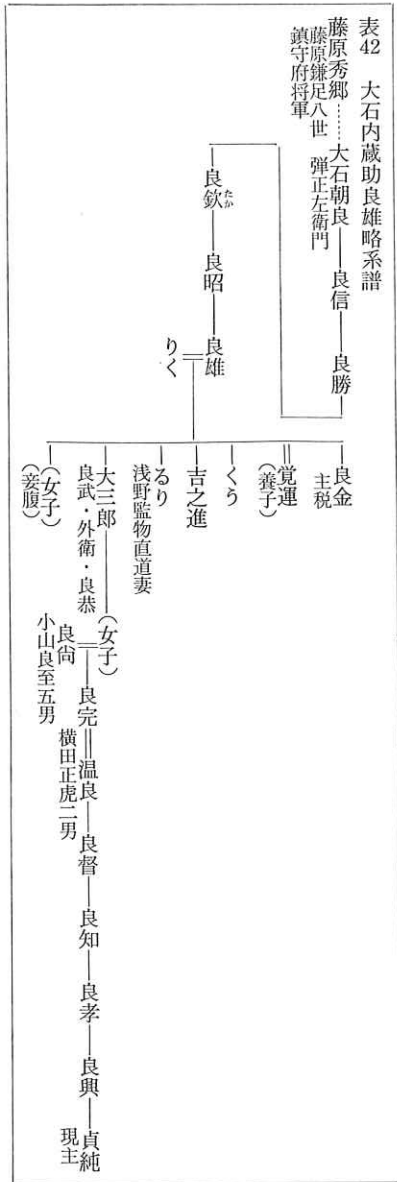


山科から豊岡へ帰ったりくが正福寺に住んだのは宝永六年（一七〇九）ごろからで、隠居した父・每公と一緒に暮らし、祝髪して香林院といったが、正徳三年（一七一三）になると七月二十九日に父・每公が七三歳で死に、まもなく九月には大三郎とともに広島に移って行った。

正福寺には元文元年（一七三六）にりくが広島で死んだ後、遺言により元文三年（一七三八）の三回忌に娘のくうの墓の傍にりくの遺髪碑が建てられたが、荒廃していたのを明治四十三年にあらためてその石塔が建立され、その両側には祖鍊元快禪師（次男・吉之進）真身塔と正覚院本光妙智信女（長女・くう）の墓碑も改修されて並んで建てられた。そのほか、ここには石束每術・每公・毎明の墓もある。

享保三年（一七一八）にりくが広島から当寺に寄進した磬けい子すも、現存している。



第四章 農民のくらし

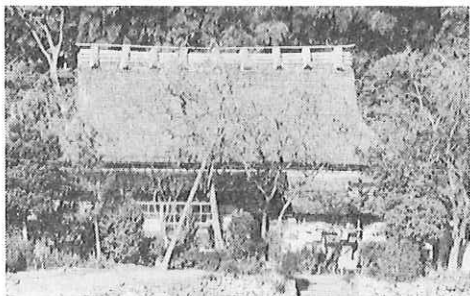
第一節 村方のしくみ

百 姓

江戸時代に完成した封建制度は農民を土地に固定させ、その上に領主が君臨して農民の生産物から年貢を徴収し、その財力をもって領国を支配し、その頂点に幕府があるという仕組みであった。江戸時代の農民は、百姓と呼ばれていた。五人組前書のはしりである『正徳三巳年諸国御料所百姓江仰せ渡され候御書付の写』（赤石・阪井忠右衛門氏蔵）にも「百姓」の用語が見られる。百姓は身分的には武士の下に位置づけられ、商人・職人の上におかれていた。なるほど武家（足輕などは除く）と農・工・商人との結婚などは通常は許されることではなく、農・工・商人は豊岡藩の門内に入ることも許されなかった。

しかし、農・工・商三者の間における身分差は、当地方で見ると、役職や貧富の差が、そのまま家柄の差となつて現われるだけであつて制度的に確立されていたとはいえない。

むしろ町内の御目見列（豊岡藩主が参勤交代で出発、または帰国したときとか、正月などに藩主にお目どおりが許される資格を有する者）の五町名主などは、一般町民に対してはもとより農民に対しても、むしろ比較



写176 草屋根のつくり

屋根棟に雪割竹がのせられるのは、長百姓だけで、
ここにも身分差があった。(奈佐谷にて)

にならぬ実力をもっていたといえる。

町民の場合も、家柄や貧富によって実力差があったが、百姓層ではもっと厳格な身分差があった。

まず、田畑を占有するか否かで決まる本百姓と水呑の、基本的な差別があった。本百姓の中でも長百姓または頭百姓と称する村役人衆層があり、これに対して、その他の本百姓は平百姓ということになり、水呑から立ちなおって田地持ちになった百姓は、新百姓といった。

新百姓になるについても、次のような難しい手続きを踏んでいる。

「我等代々水呑役之者ニ御座候所、此度青山左用藏殿相頼ミ何卒新百姓分ニ御入成し下され候様、長百姓衆ニ御頼下され候所、(中略) 抛よんどろなく、新百姓分に入レ下され忝く存じ奉り候。然ル上ハ左三ヶ条之通相背キ申ス間敷候事、

一、長百姓衆申出され候事、何事によらず其意を得候事

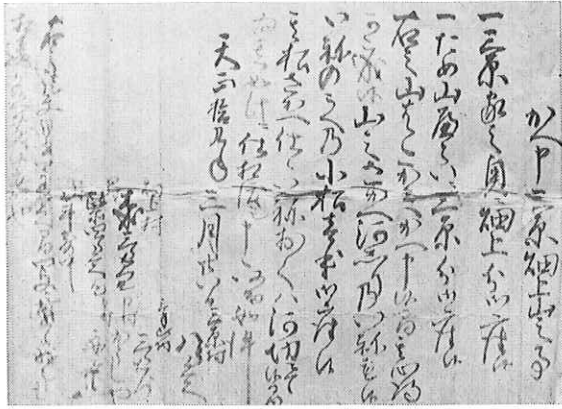
一、長百姓衆ハ申すに及ばず中奥百姓ヨリ上座仲間敷候事

一、銘々共子孫之至ル迄庄屋年寄役之義ハ申スニ及ばず、組頭等ノ義仕

間敷候事(下略)

明和三年戊三月 □左衛門

先規ヨリ長百姓(九人宛) (『伊地智家文書』)



写177 三原・畑上山論裁決書(天正19年・1591)
宛名の中に「政所」の文字が見える。

正十九年(一五九一)三月二十六日付の「替エ申ス三原畑上山之事」(『足立六左衛門家文書』)という山論和解文書には、三原村と氣比村からの宛先として、

畑上山村 森 三良右衛門殿

同 政所 四郎兵衛殿

同 年寄御中

村役人 村々では、長百姓の中から庄屋・年寄・百姓代が選ばれて村の統治や年貢の徴収に当たった。これ

を村方三役といった。その下部組織として五人組の制度があり、五軒に一人の割合で組頭もおかれた。

庄屋は、村民を代表し、藩や天領からのお触れを伝達し、村の治安維持・水利管理・村普請の責に任じ年貢の取立てを行なった。そして一方では、天災・飢饉に際しては、年貢の減免を陳情し、その中には江戸まで出向いて越訴した関岡茂右衛門(三宅地区)・北山善次郎(滝地区)などの庄屋もあった。

年寄は庄屋の補佐役、百姓代は庄屋・年寄に対する目付役であり大高持ちの中から村人が選出した。その「庄屋」が、村の長おきを指す名称として使用されたのはいつごろからだろうか。天

と見える。どうやら、森三良右衛門と政所四郎兵衛が、むらびと村長と思える。「まんどころ政所」は鎌倉幕府や室町幕府の政庁を意味した。それが、近世の村の成立以前に郷・庄園時代の年貢収納所のこととなり、西国地方ではその長を意味する言葉として用いられていたようである。現在でも市内の福成寺・内町地区に「まどころ」と呼ばれる家が存続しているのは、中世の郷や庄園時代の村長の称が屋号として残ったものだろう。また「年寄」という村役人の名称が、この時期で早くも現われている。

当地方では、江戸時代はかなり早い時期から、「庄屋」など村方三役の名称が用いられている。たとえば、次のような史料を拾い上げることができる。

正保四年（一六四七）七月 氣比村庄屋・庄右衛門（氣比村文書『預り申山之事』）

承応三年（一六五四）三月

瀬戸村庄屋・与惣右衛門

年寄・与左衛門、孫左衛門

（瀬戸村文書『書上げ申ス口上之控』）

寛文三年（一六六三）十月

宮井村庄屋・五郎三郎

年寄・四郎右衛門、孫兵衛、三良次、

百姓代・嘉左衛門

（三宅家文書『御嘆仕口上之覚』）

庄屋には村から「一步給」といって、村高の一割が年末に支給されるのが慣例であった。また、庄屋には屋敷年貢が免除されていた。年寄・百姓代、それに定夫（走り使い人夫）にも、応分の給与が支給されている。

一、屋敷 四畝拾五歩 庄屋分免許（『法華寺地詰名寄帳』細見竹治郎氏藏）

一、村方役人給

庄屋給ハ毛付高一石ニ付一升ツツ（毛付高がおよそ五五三石であるから庄屋給は、五石五斗三升となる）

年寄給ハ一人ニ付米五斗ツツ

定役（定夫）一人ニ付米二石八斗

稲守給（水利見廻りの番人給）一人ニ付米二石 （宝曆六年『下鶴井村指出明細帳』）

大 庄 屋
天領と私領を問わず江戸時代のはじめには、郡奉行・郡代などの下にあつて一〇数ヶ村の庄屋を支配する村方役人として、大庄屋が設けられていた。

豊岡藩主・京極高盛が田辺から移封して間もない延宝二年（一六七四）には、城崎・二方両郡の領内で一〇人の大庄屋を置き、三五石四斗（一人平均三石五斗四升）の俸禄を与えている（『御分限之帳』斎藤一雄氏藏）。

出石藩の場合でも、宝曆七年（一七五七）ごろには領内の十二ヶ村ないし十九ヶ村を単位に五人の大庄屋がおかれ、神美地区の村々は宮内村の市郎左衛門触下に、中筋地区及び上佐野地区は上郷村・利右衛門の触下におかれていた（『六郡村高帳』）。

豊岡藩は享保十一年に減知となると、城崎郡内の村部を上組・下組に分け、二方郡でも二組に分けて四人の大庄屋を設けている。寛政十二年（一八〇〇）の『侍帳』では、上組Ⅱ今森村・加藤三左衛門、下組Ⅱ立野村・金子五郎兵衛、二方郡では対田村・中村弥一左衛門、井土村・坂本次郎四郎の名が見え、各人に三人扶持（年に約五石五斗）が与えられている。

文化十一年十月二十三日に大庄屋を拜命した九日市下ノ町の渡辺七郎右衛門は、次の通り藩主の御ためによるしきようつとめますという意味の誓約書を豊岡藩奉行所に提出している。

天罰起請文前書之事

（『渡辺家文書』）

一、私儀城崎郡御領分十五ヶ村大庄屋役被_レ仰付、御扶持方頂戴仕候上へ、諸事御為宜敷様可_レ仕候大庄屋は藩の役所からの「お触れ」や「お達し」を庄屋に伝達したり、管内の庄屋の取締まりや年貢米の徴収や売却などの他、触下のもめごとについての簡易な裁判などを行なった。

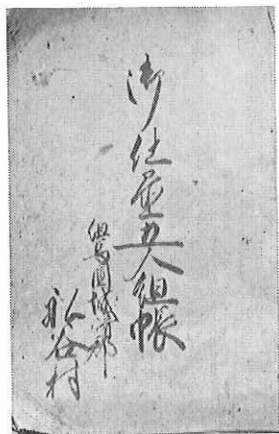
ところで、豊岡が半知となり豊岡藩領から久美浜代官所の支配下におかれた村々では、大庄屋制は設けられなかった。正徳三年（一七一三）に、天領の村々には次のようなお達しが出されていたからである。

「所により、大庄屋、割元、惣代などと申すもの之有り、其外一村限り名主、庄屋等も之有り、此輩之給米も多くして村入用に掛り来り大勢之中、宜しからざるもの共之有り、身分を高ぶり、公私之事を厭_レい、御代官之手代役人等と申合せ末々之百姓共之難儀に及させ候事共相聞候。自今以後大庄屋割元惣代之類一切に停止せられ一村限之名主庄屋五人組共、其村々の事を承るべく候（下略）。（『諸国御料所諸百姓ニ被仰渡候御書付写』赤石・阪井忠右衛門氏藏）。

表43 豊岡藩領内大庄屋一覧表（二方郡を除く）

	(姓) 名	住居地	記録に見える年	典 拠
享保11年まで	(三宅)治右衛門	宮井村	延宝8年2月 元禄4年5月	三宅家文書
	(岡本)太郎左衛門	目坂村		〃
	(中村)直右衛門	福成寺村		〃
	利右衛門	宮島村	寛文13年4月	港村誌
	徳兵衛	一日市村	〃	〃
	徳之進		宝暦2年3月	〃
	(佐伯)浅右衛門	一日市村	享保8年4月	〃
	助右衛門		元禄14年	金剛寺山論文書
	(河本)嘉左衛門	六地藏村	元禄年中	三江誌
	(伊地智)三郎右衛門	祥雲寺村	〃	〃
享保12年以降	(藤井)三右衛門	宮井村	江戸初期	藤井家文書
	(木築)藤吉郎	福田村	安永7年1月	梶原・佐伯家文書
	(加藤)三左衛門	今森村	寛延6年、7年 文化6年	同上、他
	(岡)又右衛門	河谷村	弘化3年～ 嘉永5年2月	岡家文書
	(堀江)与右衛門	九日市上町	文政4年12月 文政7年5月	同上、他
	(佐伯)孫左衛門	一日市村	文化6年他	五莊村史、他
	(金子)五郎兵衛	立野村	寛政7年、8年、12年 享和1年11月	〃
	(木築)五郎右衛門	福田村	嘉永5年2月 元治1年、慶応2年	〃
(渡辺)七郎左衛門	九日市下ノ町	文化11年10月他	松井家文書	

注 本表は資料によって拾うことができた分に限っている。



写178 『御仕置五人組帳』
旧・船谷村のもの

要するに、大庄屋をおけばそれだけ村の費用もかさむ、また大庄屋の中には、手代らと組んで百姓を苦しめる者もいるので、以後は廃止する、というものである。

しかしながら、久美浜代官所とその城崎郡内（美含郡・気多郡を含まず）だけでも四九ヶ村に及ぶ庄屋との間の上意下達のためにも、また地域内の意思をまとめて、下意を上達するためにも、大庄屋に代わるものが必要だったように結局、久美浜代官支配下には各組ごとに惣代庄屋が存在した。

前表は、現在までに記録上、判明している豊岡藩領内（二方郡を除く）の大庄屋である。

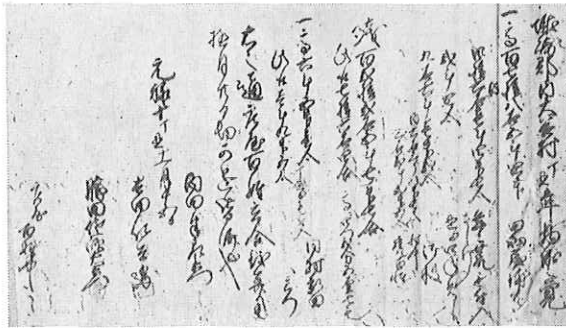
五人組

どこの村でも、五軒前後を組合わせて年貢の納入・治安維持・宗門人別改めなどについて、連帯責任をもたせた。これが五人組である。この中から組頭が選ばれ、組頭は村三役の補助機関たる役割りをもたされていた。

村には、五人組帳が備えられていた。五人一組で村中の戸主が連署したものであるが、その前書（五人組前書）が注目されることである。

『御仕置五人組帳』

- 一、前々ヨリ公儀仰出され候御法度之儀、堅ク相守リ御制法
- ニ相背かぬよう村中大小之百姓末々まで相慎ミ以来とも
- 御役所ヨリ申請候儀堅相守リ申ス可キ事
- 一、重ネテ公儀家業を大切ニ相勤メ父母ニ孝行を尽シ兄弟し
- たしく兄は弟を恵ミ弟ハ兄を敬ひ夫ハ妻を恵ミ妻ハ夫を



写179 元禄10年11月の大谷村『物成の覚』(徴税令書)
豊岡藩奉行所から令達されたもの
(『大谷・田中家文書』一但馬信用金庫蔵)

「百姓の生活規範」が示されている。この五人組前書は、「庄屋方ニ写シ置かれて」「村中大小之百姓水呑等マデ、毎年正月・五月・九月ニ四度宛読聞カセ」たとも記されている。

五人組の組頭が連署して、庄屋に対して誓約書を差出している一例をかかげる。

口上の覚

敬ひ、主人ハ下人を憐ミ下人ハ主人を大切ニ致シ奉公能ク勤ムヘシ。惣じて老たるものを^{いたわ}勞り何事も我を立^たず諸事多分ニ附き親方^(意)之異見を用ひ、物事心を合せ村中区々ニ相成ラヌようニ相勤め、百姓ニ不似合、風俗遊芸ヲ好ミ長脇差ヲ指シ喧嘩^{けんか}口論を好ミ不行跡ナル者并ニ悪事ヲ以テ公事ヲ工^{たくら}ミ致し、或ハ人ノ公事之腰押など致ス者、又ハ父母ニ不孝之者あらバ申すに及ばず志宜しからざるものをバ諸親類ハ勿論庄屋年寄五人組面^(意)見致シ心底改メ候様致スべく候(以下略)(『氣比村文書』)。

五人組帳は、書かれた年代や天領か私領かによって内容に相違はあ
るが、徒党を組まないこと、宗門改めは三月までに行なうこと、田畑
屋敷山林は永代売買禁制であること、掣^と取り・嫁取りなどの祝儀事は
派手にしてはいけない、よく種を選んで耕作は入念にせよ、年貢を割
付けるときは一人あてに「委細書付け」を渡せ、など領主側からの

一、此度六十郎・半三郎おまち山の松盗伐、段々不届千万の義、早速御公儀様へ言上成さる可く候ところ御尤至極に存候。然れども只今仰上られ候えば伐主兩人は不及申、村中の責多く御座候。御注進御延し下さるべく候。(中略)

正徳六年(一七一六)申五月廿九日

五人組頭 源右衛門・長左衛門・四郎右衛門・長四郎・利右衛門・仲左衛門・与三左衛門・太郎右衛門・与十郎・三三郎・甚右衛門・六兵衛・弥兵衛

庄屋 与三右衛門殿

〔瀬戸村文書〕

五人組前書帳の規定や精神は、深く農民の意識に食い込んで行つた。それは村々に残されている儉約規定などにも見ることができらる。

村中以来勤方規定

一、都て村用ニ付寄合ノ節よりあひ村役人ヨリ相触次第遅滞なく家主羽織ニテ罷出可き事

一、男女共朝起之儀明ケ六ツ(午前六時)罷出農業家職出精致す可く候。尤モ朝晩作場出入之刻限違へぬ様ニ

村中申合相勤む可き事

一、男女共近年衣服・髪かざり・はき物などニ至ルまで、身分不相応ノ華美ニ相成りかつ上下ノへだてなく、

自然と風儀悪敷相成候間以来ハ身分ヨリ質素ニ致すべき事(中略)

右ハ御趣意ニ候間、小前一同心得違之無き様致すべく候。以上

文化七年四月

〔峠家文書〕

過重な年貢

江戸時代、幕府や各藩の財政を支えたものは、農民から年貢として納入する米（現物納）か、米を貨幣化して納める現銀（代銀納）であった。

他にも商人などが納める冥加金とか運上金があったが、その額は極めてわずかな額であり、米年貢が九五^{ペント}程度を占めたという（『神美村誌』）。

毎年の年貢は、豊岡藩勘定奉行や久美浜代官から「年貢可納状」という、いかめしい書状を村の庄屋が受領するところからはじまる。「年貢可納状」（年貢を納めるべきの状）は、豊岡藩では「物成之覚^{ものなりのおぼえ}」とも書かれ、久美浜代官所では「御成箇割付之事」とも書かれていて一定ではない。奈佐谷の大谷村に課せられた元禄十年の「物成之覚」によれば次の通りである（写179）。

城崎郡内大谷村丁丑年物成之覚

一 高百七拾八石五斗四升 田畑屋敷共（検地帳にもとづく村高）

内 （控除する分。以下同じ）

四拾六石一斗四升七合 年々荒（古米からの荒地）

二斗四合 丑ヨリ四年免じ（丑年から荒地）

九石六斗一升二合 御救（飢饉につき、お救い分）

内六石三斗八升七合 村中（内、村中へお救い）

三石二斗二升五合 禿百姓^{かぶろ}（村役人にお救い）

残 （差引、課税対象の村高）

百二拾二石五斗七升七合

此取七拾六石四合 高二四ツ二分五厘七毛（年貢高と税率）

一 高六斗五升一合 丁酉ヨリ毛付入同村新田（ことしから課税対象となった新田の石高）

此取一斗九升五合 三ツ（新田の年貢高と税率）

右之通、庄屋百姓立合致算用極月廿日切可遂皆済也

元禄十丁丑十一月十五日

内 田半左衛門

太 田 仁兵衛

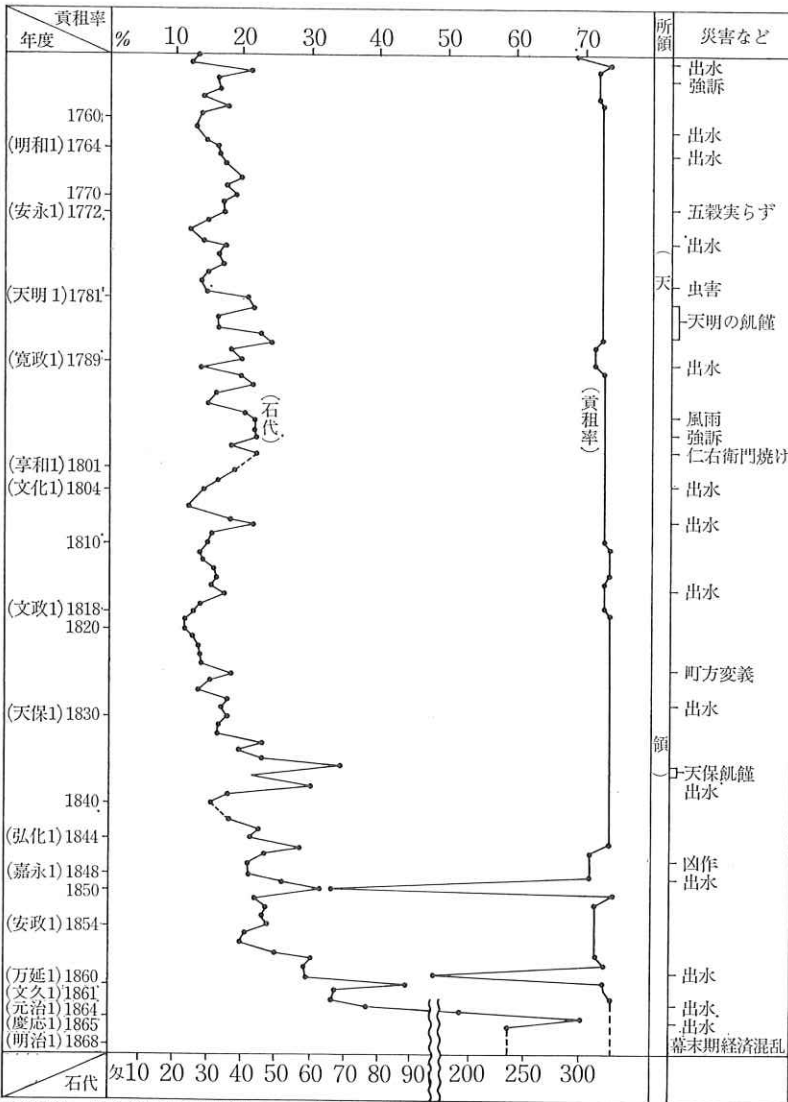
勝田佐次右衛門

庄屋 百姓中

これによると、村高一七八石五斗四升に対して七六石四合の年貢が課税され、その課税率は四二・五七^{セント}であることが詳細に書かれているが、年々の荒高などを差引いた残高に対する年貢率は、六二・三^{セント}とまことに高率であったことがわかる。

さて、この年貢割付け状を受けると早速、庄屋や立会い（村役人）が集まって、田畑及び屋敷高に応じて村内や入り作の百姓たちに割付けて行く。多くの村々には、年々の『御年貢割付帳』が残されている。

十二月二十日限りと定められた期限内に米は藩の米倉に運ばれるが、米は実際は十二月の初納のあと、春になって二納、場合によっては五月まで延納が認められて三納となり、ようやく完納する。完納したら「御年貢



石代とは、年貢を銀納する場合のコメの値段(1石当り)

グラフの点線は、史料を欠く年度

第四章 農民のくらし

表44 祥雲寺村貢租率・石代変遷表（『伊地智家文書』による）

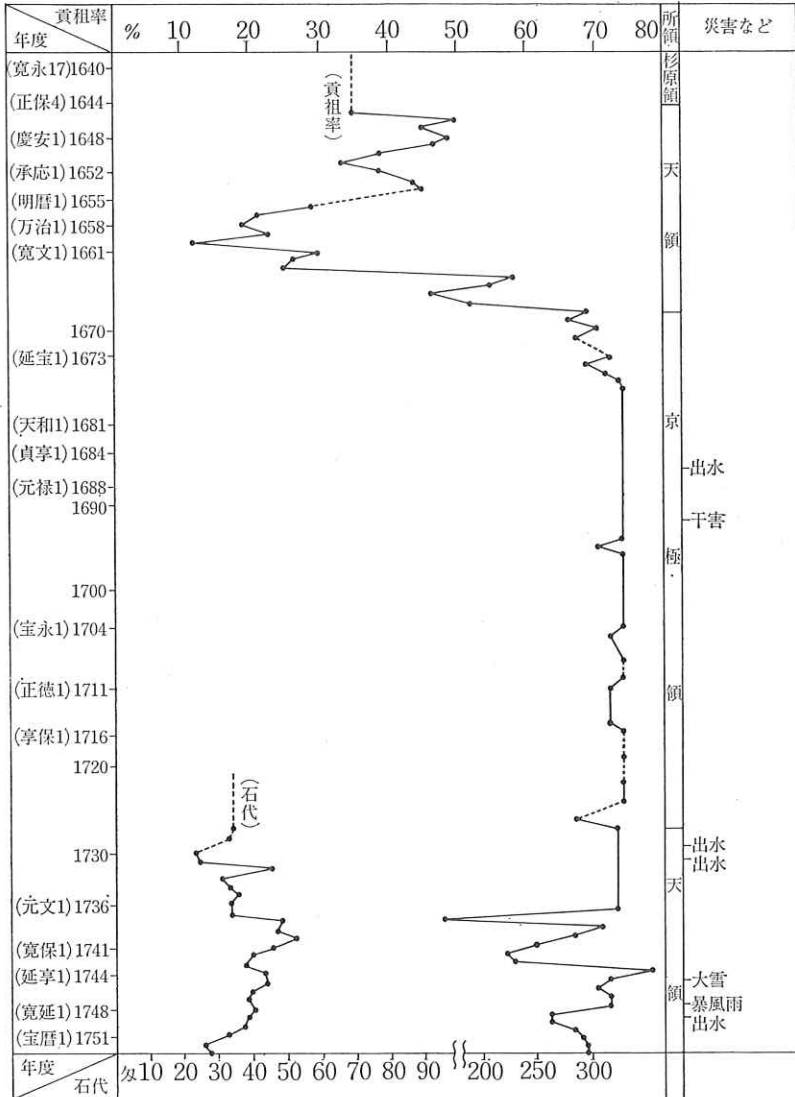


表45 村別貢租率

年 度 村 名	元禄 8 年 (1695)		宝暦 7 年 (1757)	
	石 高(石)	貢租率(%)	石 高(石)	貢租率(%)
清 冷 寺	802.968	12.6	802.968	44.2
八 社 宮	398.023	20.0	398.023	44.2
伏	398.285	14.0	398.285	44.2
加 陽	734.587	13.8	734.587	54.0
土 測	398.662	18.2	398.662	59.0
引 野	452.513	29.2	452.513	58.0
中 ノ 郷	471.471	31.6	471.471	70.0
上 佐 野	323.281	28.4	323.285	78.0
	宝暦 7 年 (1757)		文化11年 (1814)	
上 鉢 山	544.860	59.0	544.860	59.0
下 鉢 山	196.974	57.0	196.974	57.0
香 住	494.440	64.0	494.440	64.0
立 石	288.450	68.0	288.450	68.0
森 尾	337.363	69.0	457.897	69.0
三 宅	643.766	69.0	643.766	69.0
市 場	178.092	61.0	193.395	61.0
奥 野	464.938	63.0	464.938	63.0
	寛政 7 年 (1795)		1. この表は『日高町史』『神美村誌』『三江誌』によった。 2. 貢租率は、小数点以下を四捨五入して1位までを記した。 3. 同一年度・同一地区における貢租率のちがいは、石高がかならずしも実収高を反映しない基準であるので、石高と実収高に開きが生じたとき起きやすい。 4. 貢租率は、元禄8年を除いて基準平均率である。元禄8年は大風水害のため貢租率は低い。	
倉 見	450.103	38.7		
長 谷	461.650	32.0		
	宝暦 9 年 (1759)			
鎌 田	108.861	75.6		
南 谷	218.484	74.8		
馬 路	71.989	69.6		
祥 雲 寺	275.470	73.3		
法 花 寺	297.889	71.4		
下 寺 宮	426.097	70.1		
庄 境	511.155	53.0		
梶 原	256.757	28.0		
日 撫	132.900	72.0		
六 地 蔵	180.094	59.0		

皆済目録」を頂戴し、後日の証拠に「割付状」あるいは「物成の覚」とともに庄屋が大切に保管した。

次に、豊岡地域の村々の貢租負担について、これまでに知り得たいくつかの例をあげておこう（表45）。

この中では、元禄期の中筋地区（清冷寺ほか七ヶ村）の貢租率が一〇^{セリ}台から三〇^{セリ}と著しく低率であるのが例外で、そのほか倉見・小出領が寛政年間に三〇^{セリ}台、梶原が宝暦年間に三〇^{セリ}以下の低率であるが、大体は六〇^{セリ}台から七〇^{セリ}台を示している。農民の貢租負担は六公四民とか七公三民とかいわれ、極めて重税が課せられていることがよくわかる。

多様多様な 米年貢を「物成」または「本途物成」などといったが、そのほかにも天領ではいろいろな税が付

小物成 加された。これを「小物成」及び「高掛物」といった。出石藩でも小物成としてこぶせ榎役・桑役・茶

役が正保二年には課税されていたが（『田井家文書』）、豊岡藩では享保十一年に減知となるまでは小物成は課せられておらず（祥雲寺・伊地智家、大谷・田中家の両家所蔵の年々の年貢可納状）、宝暦九年の記録（『三誌』）に初見する。

豊岡藩が享保十二年以後、宝暦九年までの間に課税するようになった小物成は、種目だけは二一もあるが、石高または銀高は少額である。豊岡藩支配下の『村概要書上帳』（女代神社所蔵）に見られる天明期以前（年度不詳）の城崎・二方両郡からの豊岡藩の年貢・小物成の種類と石（銀）高を、表46にかかげる。

また高掛物は天領（幕府直轄領）に限って課せられるもので、御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用があげられる。

御伝馬宿入用は五街道筋の間屋や本陣の給米、その他の宿駅運営費に、六尺給米は幕府に使用される駕籠か

表46 豊岡新領分諸役運上

諸 役	石斗升合勺	諸 役	貫 匁分厘毛	備 考
山 役	58.5.1.6.5	桑 役	3.766.5.8.0	
綿 役	64.7.8.6	荒 芋 役	190.5.0.0	
川 役	10.5.7.8	鮭 魚 役	60.0.0.0	
茅(藁) 役	4.8.0.0	小 鳥 役	155.0.0.0	用捨ニテ止ム
紙 役	4.8.4	海 役	6.0.0.0	
楮(紙) 役	1.8.4.8.3	鑄物師運上	129.0.0.0	年々不同
苧 畑 役	4.1.1.5	川舟運上	70.0.0.0	〃
海 役	1.3.0	骨柳運上	127.6.8.0	〃
網 役	5.0.0	日雇頭運上	63.6.5.5	〃
〃 年々見取	7.6.3.9	猟師鉄砲運上	3.0.0.0	〃
茶 役	7.0.7.7	船往來運上	15.5.0.0	〃
止置運上	11.0.0.0			

表47 文政11年・津居山村小物成
合計高 (区有文書から)

川 役	米 石
山 役	〃 .008
御伝馬宿入用	〃 .008
六尺給米	〃 .026
桑 役 (綿50匁代)	銀 匁 8.
酒造冥加銀 (酒造38・8石代)	〃 5.82
御蔵前入用	〃 1.92
海 獵運上 (10年分)	〃 226.
船荷物分 運上(15年分)	〃 380.
魚売買宿 冥加銀(5年分)	〃 183.5
船往來運上	〃 29.
計	米8斗4升2合 銀834匁23

表48 寛政7年・倉見村・長谷村小物成
合計高

小物成	倉見村	長谷村
山手役	米 石 1.032	石 .4245
茶 役	〃 2.889	.732
夫 米	〃 11.928	8.6163
口 米	〃 4.7□12	4.1691
口大豆	〃 .2155	.2008
わら役	銀 匁 27.38	匁 23.94
糠 役	〃 6.19	5.4
桑 役	〃 981.1	811.1(真綿)

き・賄方・掃除夫に対する給米に、御蔵前入用は江戸浅草の御米蔵の維持費にあてられた。

このほかに、口米・口銀がある。口米とは、物成及び小物成が輸送の途中で目減りするからとの理由で二セント程度を水増しするというもの。口銀も桑役など銀納分に対する目減り料という名目で賦課された。

農民に対しては、あらゆる名目を見つけては、過重な年貢が課せられていたことが知られよう。

御普請と村 村の水利や堤防管理は、村々にとって重要にして、かつ大きな出費となる仕事であった。

普請 村によっては、次のような文献が大切に保存されている。

安政三年十二月『昭ヶ瀬入用割合帳』 沖加陽村（『水嶋家文書』）

寛政四年五月『錠本用水関戸入用割合帳』 森村

万延元年六月『悪水除并大川水防門樋普請願』 森村

元文四年以降『吉井村堤防普請一件』 吉井村

天保九年十二月『大保恵入用帳』 中谷村

このような文書（主として普請の勘定帳）が保存されていたのには、それなりの理由がある。それは、このような水利や堤防普請は、村の負担で行なう村普請でなく、つとめて藩か代官所から、その普請費用を捻出してもらおうとしての考えからであった。洪水のあと、直ちに被害報告を提出しているのもこのためである。

藩や久美浜代官所が指揮をし、費用（補助金）も支出する工事を「御普請」といった。豊岡藩の普請として特筆すべきは、さきふれた藩主・京極高住時代の堀川の改修であろう。幅十二間（約二二メートル）・推定延長八〇〇尺、「工事成ルニ及び、円山川ノ四溢ノ害、大イニ減ズ（『豊岡誌』）」とある。

この潰地面積は、六地藏の六反七畝を筆頭に野田・舟町・宮島・下陰合わせて、一町二反二畝（一二二^ルア）、石高にして十三石二斗四升四合と評価されている。御普請とは言いながら、多くの農民が人夫としてかり出されたことであろうが、それだけにとどまっていない。すなわち、この潰地面積に対する年貢は、川東の十六ヶ村（駄坂・木内・大篠岡・中谷・河谷・百合地・塩津・大磯・立野・南谷・鎌田・梶原・日撫・今森・江本・庄境）及び川西の六地藏が受益面積に応じて、分担して納入している。それは、堀川開削以来、明治初期まで続けられている。一方、豊岡町内の商人に対しては、この年貢分の負担は課せられていない。

第二節 農業経営の発達

鎌田村の農業経営 江戸時代初期の当地方の農業経営のありさまを伝える資料は乏しいが、享保十二年（一七二七）の鎌田村の『村明細帳』の記事によれば次のようなことがわかる。

寛文十三年（一六七三）には京極甲斐守の検地があった。村の石高は一〇八石八斗六升一合で、一毛作である。小物成として銀二四匁九分七厘を納めるが、これは桑役である。従って養蚕が行なわれていたことがわかる。家数は十七軒で、内一軒は寺である。人数は出家が三人・男が三九人・女も三九人である。一軒平均にすればほぼ五人家族である。牛は一疋。牛を飼育する農家は十六軒中一軒だけであるから、一般に経営状態は劣悪であったことが明らかである。農業の間に、男は例年霜月（陰曆十一月）上旬から他国へ出稼ぎに行くといふ。どのあたりに、何をしにでかけたのかわからないけれども、冬季の出稼ぎの歴史が実に古くから慣行的に

行なわれていたことがわかる。草刈場は一里ほど奥にあり、鎌田・南谷・馬路・祥雲寺の四ヶ村の入会山である。これは水田の肥料として使用するための草の供給源として、非常に重要な役割りを担っていた。

鎌田村の農業経営の右のようなありさまは、ほとんど江戸時代初期のころから受け継がれてきたものとみてよいであろう。そして、それは江戸時代中期から後期にかけても、基本的に踏襲されていたといえるのである。

男のかせぎ 年間を通じての農作業は、まず第一に、農業の中心たる米作りが春から夏・秋にかけて行なわれ、女のかせぎ 一毛作であるため、冬は農閑期となり、縄・むしろ・俵作りなどが行なわれた。

元禄・宝永期（一七〇〇前後）の村明細帳の中から、次のような形の男女の分業のありさまを知ることができる。

「男のかせぎ、春は山へ参り少々薪刈申し、三月末より野躰へ罷出耕作の田か多し仕、五月より八月迄耕作し草取仕候。九月より作物刈あつめ申し、冬中は御年貢米入申し候俵拵仕申候。此外家職少しも無御座候」（元禄十年・一六九七『三宅村指出帳』）

「男は耕作第一に而御座候。閑之時も外之家職無御座候。薪のこがれ仕候」（元禄九年・一六九六『上鉢山村指出帳』）

「女のかせぎ、春はなせりをつみ、三月末より夏迄耕作し、こ多草をかり申し、八月より冬迄作物のしこなし仕候」（元禄十年・一六九七『三宅村指出帳』）

「女かせぎ、但し夏は根付もの何かに野持仕、秋は稲のこなし仕候。其間に冬春は少々宛布仕、漸く下男下

女之夏冬兩季のしきせに渡申候」(宝永三年・一七〇六『香住村指出帳』)

「女のかせぎと申て外之儀無御座候。ただ口のかせぎ春はなせりをつみ、木のめ立候へばやね山銀山あたりへ参、りやうぶを取、給物のこがれ仕候」(元禄九年・一六九六『上鉢山村指出帳』)

『八鹿町史』によれば享保年間(一七一六ごろ)には、八鹿地方で農具として唐鍬・備中鍬・犁・鋤・真鍬・鎌・千歯こき・土臼・斧などが普及していたという。但馬地方の農耕技術水準は、決して低くはなかったということができる。

農作物の種類 平野部における農作物の種類は豊富であった。米・大麦のほか、小麦・粟・稗・大唐米・蕎麦類 などの穀類が中心であったが、それに次ぐものとして大豆・黑豆・青豆・七月豆・小豆・えん

どう・ささげ・隠元豆・大角豆などの豆類が作られており、その他の作物としては野菜類として里芋・ちさ・切芋・なすび・とうがらし・きゅうり・大根(夏)(冬)・かぼちゃ・くわい・水菜・ねぎ・かもりり・しょうが・とうの芋・胡麻などがあり、特産物としては、麻・綿・菜種・煙草・楮・生糸なども作られている。

飢饉対策として栽培がはじめられたのが甘藷である。文政十一年(一八二八)十月『宮井村之定』では、「明年よりさつまいも作ル事」と申し合せている。それより以前の享保十九年(一七三四)正月に、奈佐組は播磨国荒田町の豪農(千石) 太郎兵衛から「さつまいも作り様」の指導をうけている。しかし種芋の保存に失敗があったと見えて「芽出申さず候」と報告している記録も見える(宮井『三宅家文書』)。

自家用に加工して作っているものに味噌・酒・縄などがある。これらの農作物の名前が文政・天保期(一八三〇前後)における田井惣助家『家事日録』の中にみえる。稲は早稲・中稲・晩稲が作られていた。

肥 料

江戸時代における農作物の肥料は糞尿・堆厩肥・山野からかり集めてくる柴草などが、主要な肥料源であった。

元禄・宝永期の村明細帳によれば、

「女のかせぎ、三月末より夏迄耕作し、こゑ草をかり申し」（元禄十年・一六九七『三宅村指出帳』）

「田のこやし、第一つのじしたこへ、但し畑方も右同断」（宝永三年・一七〇六『香住村指出帳』）

などとするされているが、さらに時代が下って延享・宝暦期の村明細帳になると干鰯ほしかなどの魚肥を含め、肥料の質的向上がみられるようになる。

「田畑こやし・げす肥・魚の汁・草などいたし申候。草刈場無御座候。但し、田地肥草は当村惣山の内、田畑の岸、川端にて刈取申候」（延享三年・一七四六『小島村指出帳』）

「田方肥には、下肥・魚の汁・干鰯・干草・灰。畑方肥右同断」（宝暦六年・一七五六『瀬戸村指出帳』）

「肥こやし、田方一反に付、およそ、たる肥二十荷・刈草二十荷・まや肥十荷位、又は薪灰など仕候。畑方は右の品々用ひ申候。反に付、員数は時節、作物により定め無御座候」（宝暦六年・一七五六『江野村指出明細帳』）

江戸時代後期の例としては田井家『家事日録』には、次のような肥料が現われている。

干鰯ほしかは毎年、二〇石ほどの田に五俵使用。一俵代銀四匁余、五俵で二〇匁余。その結果、石高二二石一斗の田で収穫二五石八斗八升あり、登録高よりも三石七斗八升の増収をみた。

糠ぬかは、あぜ豆の肥料に使用。七斗五升を代銀四匁五分五厘で買入れ、一石三斗ほどの豆類の収穫をあげた。

斗粉は麦の肥料に使用。一貫目の代銀が六分余。

堆厩肥は、牛を飼っている農家でなければ利用できない。天明八年（一七八八）を中心とする時期の統計では、豊岡地区内の牛頭数は分明分で六三八頭、推定合計七〇〇頭前後と見られる。一村平均一〇頭弱である。

豊岡町内の人糞尿も近隣の農家では大切な肥料であった。そのことは、「文化九年十二月七日、糞尿の他所（他領）売差留候様との願出候得共、年中差留ては指つかえ有^き之候。依て、三月四月兩月の内は、他所へ売候儀、停止申付け候」（『鳥井』）の記述でもうかがえる。

しかし、他領といって、例えば野上村や伏村などの近隣の村々にも「売れない」とあっては、米や野菜、それに薪などとの流通面でも、何かと支障も生じてきたであろう。この「お触れ」は、十日後には廃止されている。

猪・鹿・猿の出没と 但馬の山野には、猪や鹿や猿が数多く出没し、田畑の作物に大きな被害を与えていた。鉄砲の取締まり 享保十四年（一七二九）に戸牧村の庄屋から湯島御役所に差出した願書には、

「猪や鹿が多く出て作物を荒すので、畜類をおどすため、たまを込めないで鉄砲を打つことを許可して貰いたい」とある。鉄砲の所持を許された者は、庄屋などの村役人層の者が多く代々、猟師をしていた者が少なくなかった。

徳川五代將軍・綱吉が貞享四年（一六八七）以後、生類憐み令を頻発して、宝永六年（一七〇九）に至り綱吉が死んで六代將軍・家宣の新井白石の登用により生類憐み令が廃止をみたが、この時期には一般に生類全般につき無益の殺生をしてはならないと固く禁じられていた。

『旧記目録』（『舟木家文書』）によると、元禄元年（一六八八）八月十三日の条に、獵鉄砲一一〇挺を御領中へ渡した旨の記事がある。鉄砲は幕府の厳重な統制のもとにあり、鉄砲改めも行なわれた。時代が下ると、獵師には小物成として鉄砲運上が課税されている。

第三節 農事暦、年中行事と抑圧された農民のくらし

農事暦

年間を通じての農作業は、どのように営まれていたか。天保二年（一八三一）の香住村（神美地区）の田井家『家事日録』から農事暦を表49に抜萃してみる。旧暦であるから一ヶ月ずつ加算してみれば、ほぼ太陽暦に近いものとなる。田井家は当時、所持石高九〇石の豪農である。

年中行事

年中行事を次表に、同じ『家事日録』から拾い出しておく。そこには江戸時代を通じて固まり、繰返されるようになった、当地方の農民生活のリズムの結晶が脈打っている。

衣食住の制限規定

農民の生活は、幕府や領主などの支配権力からの数多くの制限令のもとに、細かくすみずみにまで、きびしい束縛が加えられた。

明和年間（一七七〇年前後）に出石藩から出されていた御法度の中には、次のような衣食住に関する制限事項が含まれている。

一、衣類は金銀箔糸の縫・金沙・惣鹿子の類は、祭礼にも用いてはならず、下人の衣類は布・木綿を用い、帯はもちろん襟・袖口にも絹糸入りの類を使用してはならない。百姓分の者は、嫁入り祝言の節にも絹類は一

表49 田井家農事曆 (天保2年—1831)

月 日	記 事	月 日	記 事
1—2	縄ないそめ	21	土送り。大根まき
3	田畑作人きわめ (小作約定)	30	田草とり終わる。
2—13	ちさまき	7—13	夏糸目123匁、代29匁。
下旬	麦草とり	20	九日市・平兵衛が牛を追い来る。代115匁。下牛は2分2朱に売る。
3—1	竹山集め (筍掘り)	22	萱ふき。草茶を刈る。萱ふきの日雇、延べ22人
5	麻まき。なすび・とうがらしをふせる (苗床まき)。(例年より少々おそい)	8—5	田白を作る。大工は豊岡の利七。
10	種子扱を川へ漬ける。	8	粟とり1斗4升。
16	苗代草刈りを始める。	16	水菜・ねぎ・ちさ・春水菜まく
18	きゅうりをふせる。	18	稗とり3斗
22	苗代	26	稲刈りを始める。
24	扱・種子まき	9—3	麦田うねを始める。
29	夏大根まき (大いにおくれている)。かぼちゃ・隠元豆をふせる。	12	麦まきを始める。
4—3	綿まき。瓜をふせる。切芋を植える。	15	醴酒 (甘酒) を作る。米3升、麴2升、水3升5合
4	ささげを植える。	16	麦の肥料として斗粉9貫目を買う。
5	里芋を150株植える。	18	下女交代。本日から節句まで給銀40匁。他に油代1匁5分支出。
9	粟まき	24	年酒 (年始用の酒) を作る。米3升、麴米6升5合、むし水6升5合
20	豆茶まき	10—9	年酒。米5升、むし米2升、麴水5升5合
22	豆を植え始める。	10	豆かち (脱粒) 1石4斗2升、黒大豆1斗8升、春豆2升。小豆8升。
23	はきだめあげ。稗を2合ほどふせる。	12	稲刈り日雇3人。
24	あぜ豆植え。くわいを32株植える。	15	稲刈り日雇3人。刈場すむ。
28	麦刈	21	楮、5匁5分に売る。
5—5	田植前の休み	26	蕎麦、2斗9升とる。
6	なすび20・たばこ50ほど植える。肥料にほしか5俵買う。代銀22匁6分	11—5	薪まきを作る。煙草とり。
8	田植を始める。	15	にわあげ (取入れ庭作業終了祝)。日雇人を呼ぶ。
13	6日と今日でなすび70・たばこ100植える。	19	大根引き
14	田植。日雇2人半	25	屋根直し。16日から今日まで11人
15	田植。日雇10人。本日終わる。	28	免割り (年貢割当て)。 64石3斗余の預田で7石8斗9升免出。22石1斗余の自作に稲1159束刈、米25石8斗8升。綿取り入れ、650目。
16	村中、田植終わる。	12—5	味噌作り大豆3斗、もみ麴2斗7升、塩1斗5升、麴米3斗。
17	さなぼり	7	沢分の免割り
19	麦かち (脱穀)。4斗俵で7俵。菜種は5升6合、小豆1斗9升、そら豆1斗。		
6—14	牛を売る。文政5年買入れ、都合10年飼育 (下取牛)。		
16	麻引き		

第四章 農民のくらし

表50 田井家年中行事表（文政・天保年間）

月 日	記 事	月 日	記 事
1—1	早朝、水ごりをとり神仏祖先の霊を拝し、蓬来を祝し、家内年始挨拶。大福歯がため。朝膳は田づくり・雑煮。神社と寺へ参詣。昼膳は膾皿・御汁・平皿・御飯で三ヶ日間同様のもの。午前中、挨拶受け。午後は書初め。蔵開き。年男へ蔵開きの祝儀に銀5分。夕方、家内年始盃、御酒・吸物・取肴に数の子	中 旬	田植。終わって「さなぼり」
		6—1	水餅
		7—7	井戸がえ。晩に井戸酒。朝、だんご
		14	盆会。仏祭、墓参り。晩は墓に燈籠をとます。
		15	寺社へ参詣。晩は墓に燈籠
		8—1	朝、小豆飯。寺社へ参詣
		26	彼岸餅
2	縄ない始め。湯殿始め	中・下旬	五人組判形あり。
3	田畑作人きわめ（小作約定）	9—9	朝、新豆飯。寺社へ参詣
7	若菜がゆ。寺社へ参詣	13	御難会。晩、ぼた餅
13	初講。寺へ参詣	15	夜、神社参詣。御燈明をあげる。
15	朝、小豆がゆ	16	神社祭礼
2—11	彼岸餅	10—14	玄猪（いのこ）餅つき
3—1	番神講	中 旬	稲刈り
3	節句。朝、小豆飯。寺社へ参詣。晩、桃酒	11—28	すすはらい
10	宮内（大庄屋宅）にて宗門御改め	30	冬至、神仏に燈明。晩、小豆がゆ
4—下旬	ちまき・餅	12—下旬	餅つき
5—1	幟を立てる。	30	寺社へ参詣。箸おさめ。焼飯
5	節句。朝、小豆飯。社寺へ参詣。晩、菖蒲酒		

切用いてはならず、羽二重・ちりめん・紗綾・綸子・繻子・緞子・その他の織物の類を帯・襟・袖口などに一切、用いてはならない。

一、木綿の衣裳には絹の裏をつけてはならず、裏には模様や形のついたものは用いてはならない。

一、村役人は、公の御用の時以外は羽織を着用してはならない。

一、男子の帯は、模様のついたものは不可。無地の木綿を用いること。

一、模様や形のついた染手拭・前だれ・むな当て・浴衣などを用いてはならない。

一、男女ともに蛇の目傘・日傘・雪駄・塗下駄・革の鼻緒の使用を禁ずる。また、女の裏つき草履・絹類や練

糸鼻緒の類を用いてはならない。

一、これまでなかった模様や染色など、高価な染物をしてはならず、安価の染色、嶋（縞）類を用いること。

一、紺屋どもは、御領内の者どもから珍しい模様や染色の注文があっても、引受けてはならない。

一、女の髪飾りは、これまでなかった美しい型にしてはならない。金・銀・鼈甲などは固く使用を禁止し、こ

うがい・木櫛を用いること。もつとも、木櫛でも唐木・金銀蒔絵などは使用を禁止する。

一、絹類はもとより、木綿であっても珍しい模様の物などを所持する商人は、村に入れてはならない。

一、親類会合や来客の食事は、一汁一菜・酒三献・肴一種に限ること。

一、居宅・衣類・諸道具など、ぜいたくを禁止。そまつの物ばかりを用いること。

これらの制限事項をみると、それは単なるぜいたくの禁止、質素儉約の奨励というだけでなく、封建的身分支配秩序の維持強化を目的とし、新奇で自由な流行を極端に警戒し、民衆の生活水準の向上をつとめて抑圧し

ようにする、およそ守旧反動的な内容のものであった。

食事の内容が一般に粗末であったことは驚くべきものがあり、右の例でも親類来客会合の馳走の場合ですら一汁一菜・酒三献・肴一種が許されたにすぎない。平常は雑穀が主食であって「あわ」と「きび」が混食され、麦は上の部で祝祭日などのみ豆のまざった飯とか、特別の料理をこしらえることがあった。所持石高九〇石に及ぶ上層農家である田井惣助家にあっても、元日の献立がようやく既出の表50「年中行事」に見られる程度であった。

江野村勤勞 寛政八年（一七九六）十月、江野村は久美浜代官所に一札を差出した。村としての借銀がかさみの取りきめ 年々の利子さえもまかないかねる困窮を打開のため五ヶ年の間、儉約と勤勞を申し合わせて借銀

の皆済を目ざすというのである。取りきめ項目は次のとおりであるが、その内容から当時の農村の生活ぶりの一端をうかがうことができる。

1、十五歳以上六〇歳以下の男子は夜明け前に食事を取り、明け方から農業に従事、日の入りで帰宅、夜は他出を禁ずる。三月から九月までは男子は夜業を止め、猪・鹿の番に当たる。女子は農業を助け、夜は着物の繕いをし、合い間を見て一ヶ年一人につき藤布一反を作って差出すこと。

(1) 男子一〇〇人は、一人につき月に縄一束ずつなう。一束三分五厘で一〇〇束が銀三五匁。十月から二月（五ヶ月）の縄代銀一七五匁。

(2) 一人、月に薪一荷刈出しのこと。一荷四分として一〇〇荷で銀四〇匁。三・四・五・八・九月（五ヶ月）の薪代銀二〇〇匁。

(3) 一人、月に岩切(いわきり)(いわたばこ)一貫目ずつ刈出すこと。一貫につき八分で一〇〇貫代銀八〇匁。六月・七月(二ヶ月)で一六〇匁。

(4) 女子一〇二人は、一人一ヶ年に藤布一反ずつ織出すこと。一反三匁二分につき一〇二反の代銀三三六匁四分。

(以上、年間総代銀八六一匁四分)

(5) 月三日の休日を定め、右の生産物を集めたり、公私の普請を行なったり、寺社用や私用にあててよい。雨天のときは、農具修理をするなど少しの間も手をあけてはならぬ。

豊岡や湯島へ私用で出向くときは、五人組に断わり、集めておいた品々を持参した上で私用にかかること。

2、夜業は午後十時までとする。

3、祭には狂言など禁止。神酒の他は一切、酒や餅を出さないこと。

4、婚礼は、持高一〇石以上の百姓は酒五升、それ以下の百姓は酒二升到に限る。肴は三種以内。ただし、五人組内と親類は格別。その他の者に祝い酒や煮物を出してはならない。

5、羽織は、年限中は村役人以外は着用禁止。

6、年限中は、村役人でも傘・足袋・雪駄・革鼻緒は禁止。ただし、六〇歳以上の老人は足袋を着用してよい。

7、貸家であっても新規に商人に貸してはならない。

8、殺生は農業の支障となるから禁止。ただし、村内申し合わせの猪・鹿狩りなどは格別。

後半は当時の諸領の儉約令に呼応するものであって、諸村の規定にも散見される内容であるが、1項のように村財政の補填のための五ヶ年にわたる課役の例は史料として珍しいものである。村財政の赤字は、年貢代銀・夫食・河川修補費などを補うもので本来、公共費的色彩の強いものであっても、個々の百姓の生活の犠牲の上に立って、五ヶ年で銀四貫三〇七匁もの大金を捻出せざるを得なかったのである。

第四節 農民層の分解と地主制

中谷村・六地藏村 中世末の太閤検地によって、農地は農民に渡されたとは言いながら、はじめからその所持の場合 高に大きな開きがあったことは、天正十九年の伊賀谷村検地帳によって触れたところである。その農地の所持高は、江戸時代中期に入る元禄のころから一層、格差がつきはじめた。

米の生産性が高まるにつれて、地主的経営が盛んになり逆に貧農層は、たびたびの風水害・虫害などで年貢上納にも苦しんで、田畑を質入れした。ことに天領分となった村々では年貢を銀納にしなければならないが、その現銀化は貧農層には大変な負担であった。年貢上納のために田畑を担保とした借銀が増え結局、田畑を手放す者が増えて行き、地主層は一層多くの土地を集積して行った。加うるに豪商層が新田開発をはじめとして、地主的田畑経営するものが増えて行った（『八鹿町史』ほか）。

次表は、中谷村と六地藏村をモデルとして、江戸時代前期と末期における農民層の土地所持状況の変化をさぐるうとしたものである。中谷村の場合は寛文十年（一六七〇）の検地帳によると、田畑総面積二五町五反六

表51 中谷村・六地藏村に見る田畑所持状況の変遷

村名 反別	中 谷 村		六 地 蔵 村	
	寛文10年地詰帳	天保10年名寄帳	寛文12年地詰帳	慶応2年名寄帳
5町以上	人	人	人	人
4町 "			1	
3町 "		1		
2町 "	2	1	1	1
1町 "	5	2	3	2
5反 "	14	12	4	1
1反 "	9	24	8	34
5畝 "	1	6	3	18
1畝 "	4	6	6	40
1畝未満			2	51
計	35人	52人	28人	147人

畝を三五人の農家で所持しているが、最大所持者は茂左衛門で二町七反七畝、次が太郎兵衛で二町八畝、最少は一畝。村外からは、今森の者が六反七畝、大篠岡の者が一反一畝を所持している。すべて百姓である。

ところが、天保十年（一八三九）の名寄帳では、最大所有者は三町八反二畝、次が二町六反と所持高がふくれあがり、一方では五反未満の零細農民層が十四人から三十六人に増加している。さらに、寛文十年には見られなかった商人による土地保有が見られる。すなわち「五反以上」の所持層の中に塩屋源助が、「五畝以上」の中に鍋屋・壺屋が、「五畝未満」の中に中ノ屋が見られる。

六地藏村の場合は、旧・小田井町域を含む総計十六町五反六畝（慶応二年『名寄判留帳』）であるので、一般の農村とは事情は大いに異なる。寛文十二年（一六七二）の最大所持者は嘉左衛門で四町八反三畝、彦左衛門が二町一反二畝、理兵衛が一町二反と続き、最少所持者は二二坪、合計二八人である。このほかに、堀川となっている土地が六反七畝、村惣